

静岡県立大学食品栄養科学部履修細則

平成19年4月1日 細則第13号

改正 令和7年4月1日

第1章 目 的

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立大学学則第42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の届出

(履修登録)

第2条 学生は、授業開始後2週間以内にその学期において履修しようとする授業科目を所定の方法（Web学生サービス支援システム）により申告しなければならない。

(同一時間重複履修の禁止)

第3条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することはできない。

(既修得授業科目の再履修)

第4条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第5条 試験は、各学期末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。

(成績の評価)

第6条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の5区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

2 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判定する。

3 成績評価の基準は次のとおりとする。

評語	評価の基準
秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下

4 卒業研究は、修学期間を通して行う研究について学位論文としてまとめ、その内容を論文発表会で発表し、評価基準に基づいて所定の単位を与える。

(単位認定報告書の提出)

第7条 担当教員は、試験終了後2週間以内に成績の評価を所定の方法（Web学生サービス支援システム）により行う。

(追試験)

第8条 次の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

(1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）

(2) 忌引（1、2親等に関し、死亡の日より1週間以内）

(3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

(4) その他やむを得ない事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週間以内に、所定の様式により学生室に届け出なければならない。

（再試験）

第9条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教官が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

2 再試験の成績の評価は、原則として可下とする。

（不正行為）

第10条 出席の登録や試験において不正行為を行った者には、当該科目のその年度の単位を与えない処分を行うほか、当該学期での全科目について単位を与えない処分や学則第57条第1項に基づく懲戒処分を行うことがある。

（再履修）

第11条 前期又は前年度において単位を修得できなかった授業科目については、後期又は後年度において再び履修して単位の修得を図ることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

（開設授業科目）

第12条 開設する授業科目及び単位数は、学則第42条に定めるとおりとする。

（配当年次）

第13条 各授業科目の配当年次は、年次配当図のとおりとする。

（全学共通科目の履修方法）

第14条 全学共通科目の修得必要単位数は、次のとおりとする。なお、いずれも必修

科目を含むものとする。

食品生命科学科 14単位

栄養生命科学科 14単位

環境生命科学科 8単位

（学部基礎科目の履修方法）

第15条 学部基礎科目は全て必修とし、その単位数は22単位である。

（専門教育科目の履修方法）

第16条 専門教育科目の修得必要単位数は、次のとおりとする。

食品生命科学科 必修科目 76単位

選択科目 20単位以上

栄養生命科学科 必修科目 84単位

選択科目 17単位以上

環境生命科学科 必修科目 52単位

選択科目 42単位以上

ただし、入学年度以降に当該年度新入生を対象として新規開講される選択科目については、当該科目の配当年次における履修を可能とする。修得した単位は、卒業に必要な修得単位数に算入できるものとする。

第5章 進級・卒業要件

（環境生命科学科の履修登録単位数の制限）

第17条 各年次に履修登録できる単位数は50単位以下とする。ただし、各学年末の成績上位5名については、その翌年次の履修制限を課さないこととする。

(3年次進級要件)

第18条 3年次に進級するためには、2年以上在学し、別表に定められた全学共通科目及び学部基礎科目の最低必要修得単位数を修得する必要がある。このうち5単位以上が未修得の者は原則として留年となる。

2 進級・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

(4年次進級要件)

第19条 4年次に進級するためには、3年以上在学し、別表に定められている最低必要修得単位数のうち3年次までに配当された科目を修得する必要がある。このうち必修科目・選択科目併せて10単位以上を未修得の者は原則として留年となる。

2 進級・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

(卒業要件)

第20条 卒業するためには、4年以上在学し、別表に定められている最低必要修得単位数を修得しなければならない。

2 第4年次において卒業要件を満たさず留年した者が、年度途中でその要件を満たした場合は、卒業できることがある。

3 卒業・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

第6章 他学部授業科目の履修方法

(他学部授業科目の履修方法)

第21条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を得た上、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが卒業必要単位数には算入しない。

3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

第7章 単位互換等

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

第22条 学則第39条第1項の規定に基づき、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上で、所定の書式による履修登録願を別に定める期間内に学生室に提出しなければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、審査の上単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。

(大学以外の教育施設における学修)

第22条の2 学則第39条第2項に規定する本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修は次のとおりとする。

(1) 英語検定1級合格については、学部基礎科目英語において最大6単位とみなし、「秀」の単位認定を行う。

(2) 英語検定準1級合格については、学部基礎科目英語において最大4単位とみなし、「秀」の単位認定を行う。

(3) TOEIC公開テストスコア800点以上取得については、「TOEIC英語」において最大2単位とみなし、「秀」の単位認定を行う。

(4) TOEIC公開テストスコア730～799点取得については、「TOEIC英語」1単位とみな

し、「秀」の単位認定を行う。

(5) 環境計量士試験合格については、「環境計量論」2単位とみなし、「秀」の単位認定を行う。

- 2 前項に規定する学修の単位認定を受けようとする者は、それぞれのセメスター時の履修登録前に学生室に学修の成果を証する書類を添えて申請し、教授会の承認を得なければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 学則第40条に規定する単位認定を受けようとする者は、所定の書式により第1年次の授業開始後2週間以内に学生室に申請しなければならない。

第8章 その他

(その他)

第24条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の「生命科学英語演習」については、平成18年度以前に入学した者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の「オーラルコミュニケーションⅢ」、「オーラルコミュニケーションⅣ」、「TOEIC英語Ⅰ」、「TOEIC英語Ⅱ」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、食品生命科学科の専門教育科目の必修科目「食品物理学」、「食品生命科学英語Ⅰ」、「食品生命科学英語Ⅱ」、栄養生命科学科の専門教育科目の選択科目「栄養生命科学英語」を平成19年度以前に入学した者については、選択科目として履修を可能とする。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(2)の規定中、(2)食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「微生物学」、「免疫学」、(栄養生命科学科)の専門教育科目の必修科目「食品化学Ⅰ」及び「食品化学Ⅱ」、選択科目「ヒューマンゲノミクス」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 平成20年4月1日より施行された、学則改正後の別表Ⅱ(2)の規定中、(2)食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「食品生命科学実験Ⅰ」「食品生命科学実験Ⅱ」「食品生命科学実験Ⅲ」および「食品生命科学実験Ⅳ」の規定は、平成21年3月31日において現に在学する者について適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の「インターンシップ」、「海外研修英語」の規定は、平成19年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、「食品技術者倫理」、「食品生命科学実験Ⅱ」、「公衆衛生学Ⅰ」、「環境衛生学実験」、「微生物学・食品衛生化学実験」「臨地実習（臨床栄養学）」、「臨地実習（公衆栄養学）」、「校外実習（給食の運営）」、「細胞工学」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、「栄養カウンセリング論」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の「校外実習（給食の運営）」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、「公衆衛生学」、「公衆衛生学実験」、「給食経営管理実習」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、「食品物理学」、「調理科学」、「応用栄養学Ⅰ」、「応用栄養学Ⅱ」、「調理科学実験」の規定は、平成22年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修細則第7条及び第15条の規定は、平成23年4月1日以降入学し、平成24年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、第2条第2項及び第8条の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成24年3月31日において現に在学する者についても適用する。また別表Ⅱ(2)の規定中、(2)食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「技術者倫理」の規定は、平成22年4月1日以降入学し、平成24年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修細則第7条及び第15条の規定は、平成23年4月1日以降入学し、平成26年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、第2条第2項及び第8条の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成21年3月31日において現に在学する者について

ても適用する。また別表改正後2の規定中、食品栄養科学部の学部基礎科目の「食品・栄養・環境科学概論Ⅰ」、「食品・栄養・環境科学概論Ⅱ」及び「基礎統計学」の規定並びに食品生命科学科必修科目の「応用統計学」は、平成22年4月1日以降入学し、平成26年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修細則第22条及び第22条の2の規定は、平成28年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修細則第17条の規定のうち、新設選択科目の履修に関する記載は平成29年4月1日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和5年度以前に入学した者については、改正後の履修細則第14条について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。